会 議 録

会	議の名	称	定例庁議
開	催日	時	午前9時26分から 令和2年2月13日(木) 午前10時48分まで
開	催場	所	朝霞市役所 別館 3 階 市長公室
出	席	者	富岡市長、關野副市長、三好教育長、神田市長公室長、村山 危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部 長、麦田こども・健康部長、小酒井都市建設部長、田中会計 管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教 育部長、比留間生涯学習部長、渡辺選挙管理委員会事務局長 (担当課1) 田中こども未来課長、高橋同課長補佐、田中こども・健康部 参事兼保育課長、二河同課専門員兼保育総務係長、井島同課 保育係長 (担当課2) 金子健康づくり課長、坂田同課長補佐、萩原同課保健係長 (担当課3) 須田学校教育部次長兼教育総務課長、山本同課長補佐、大塚 同課学校施設係長 (事務局) 稲葉市長公室次長兼秘書課長、永里政策企画課長、新井同課 長補佐、村岡同課政策企画係主事
会	議内	容	 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画(案) 朝霞市自殺対策計画(案) 朝霞市学校施設長寿命化基本方針(案) 令和2年第1回朝霞市議会定例会提出議案
会	議資	料	【資料番号1】資料1 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画【概要版】 資料2 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画(案) 【資料番号2】朝霞市自殺対策計画(案)の概要について 朝霞市自殺対策計画(案) 朝霞市自殺対策計画(案)に関するパブリック・コメ

ント(意見募集)結果						
				【資料番号3】朝霞市学校施設長寿命化基本方針(案)について(概要)		
				朝霞市学校施設長寿命化基本方針(案)		
				 □電磁的記録から文書に書き起こした。	と全文記録	
	議	録	D	■要点記録		
会					年)	
	Ь	方		電磁的記録から文書に書き起こした	□会議録の確認後消去	
作	成		針	 場合の当該電磁的記録の保存期間	 □会議録の確認後 か月	
				会議録の確認方法		
				 出席者の確認及び事務局の決裁		
そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}			
必	要	事	項			

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

【議題】

1 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画(案)

【説明】

(担当課1:田中こども・健康部参事兼保育課長)

現行計画の子ども・子育て支援事業計画が令和2年3月で満了するにあたり、これを継承する計画とする、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定についてお諮りするものである。

内容については、資料1第2期子ども・子育て支援事業計画【概要版】を中心に説明させていただく。

1ページを御覧いただきたい。

この計画の基本理念は、現行計画の基本理念を基本として引き継ぎ、子ども自身の育ちを応援する姿勢をより強くし、子どもが「朝霞で育ってよかった」と思い、保護者が「朝霞で育ててよかった」と実感し、地域の人たちが「子育ち・子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞」を目指すものとして定めている。

1 計画の趣旨と目的について、現行計画では、待機児童対策などの子育て支援を総合的に推進してきたが、保育ニーズの高まりにより待機児童の解消には至っておらず、また、安心安全な子育て環境の整備など、継続して取り組むべき課題は山積している。

第2期計画では、未来を担う本市の子どもたちが家庭や教育・保育施設、地域の中で健や かに成長し、しあわせに暮らしていくことができるよう、子どもと子育て家庭への支援施 策を更に充実していくことを目的している。

次に、2 計画の性格と位置づけについては、第2期計画は、「子ども・子育て支援法」 第61条に基づき策定するもので、また、次世代育成行動計画の内容を引き継ぎ、本市の 子育て支援施策を幅広く検討するものとなっていること、また、子どもの貧困対策計画を 包含している。さらに、「第5次朝霞市総合計画」の分野別計画に位置付けられる。 概要版の2ページを御覧いただきたい。

- 3 計画期間については、令和2年度から令和6年度までの5年間としている。
- 4の、計画の対象は、出生前から18歳までの子どもと、その家庭とする。ただし、一部の施策については、年齢を拡大して対象としているものもある。
- 次に、5 現状と課題については、市民アンケート調査や、市内の小・中・高校生やその保護者、子育てサークルの参加者などにヒアリング調査を行い、現状の把握や課題について、第2期計画では5つの課題を抽出している。
- (1)の、「経済的困難を抱える家庭の子どもへの支援」では、アンケート調査結果から、 市内の小・中学生の子育て家庭の5~6%程度に経済的困難を抱えている可能性があるこ とがわかり、生まれ育った家庭の環境によらず、子どもが未来への希望、自信や自己肯定 感を持って自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を用意する必要がある。
 - (2) の、「虐待の防止対策」については、アンケート調査結果から、児童虐待が起こる

原因として「保護者の精神的な不健康」などが挙げられ、どの家庭でも起こる可能性がある。虐待の防止対策と適切な対応が必要になる。

概要版の3ページを御覧いただきたい。

- (3)の、「外国につながりのある子どもへの支援」は、市内の公立小・中学校に通う児童のうち、外国籍児童数が5年間で2倍以上に増加しており、日本語指導、就園・就学の支援、円滑な受け入れなどが必要になる。
- (4)の、「成長段階に応じた切れ目のない支援」については、子育てを手伝ってもらえる人や相談相手がいないなど子育て家庭の孤立が問題になっている。
- また、妊娠中から子育てをする中で、子どもの成長段階に応じて必要な支援を切れ目なく 受けられるようにする必要がある。
- (5) の、「安全に生活し、安心して子育ち・子育てができる地域づくり」は、子どもが 犠牲になる事件・事故が起きていることから、子育て家庭や子どもたちが安全に生活し、 安心して活動し、健やかに成長できる地域をつくる必要がある。

次に、概要版の4ページを御覧いただきたい。

6の施策の体系であるが、これは子育て施策を総合的に推進するための次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成行動計画」で、5つの課題の解決について、基本目標を3つ立て、基本目標を支える基本方針を9つ、さらに施策の方向性が21本、施策の方向性に紐づく、再掲を含む132事業掲載している。

基本目標1の、「すべての子どもがすくすく育つまち」は、教育・医療・福祉などの各分野が密接に連携し、環境の充実に取り組む。また、子どもが友達と出会い、交流する機会の提供、地域の中の子どもの居場所づくりを進める。

基本目標2の、「すべての家庭が安心して子育てするまち」では、安心して子育てに取り組むことができるよう支援を充実させるとともに、地域全体での見守りや環境づくり、また、子どもの安全、保護者が安心できる環境の整備に取り組む。

基本目標3の、「すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち」については、教育・保育事業や福祉サービスの提供と、保育所・幼稚園、学校などの職員の交流や研修の充実を図る。

基本目標を支える基本方針については、9つの方針で、現行計画を引き継いでいる。

施策の方向性については、21本の方向性を設定している、第2期計画で変更のあった ものを3つ説明させていただく。

一番上の(1)、「子どもを虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化」だが、 児童虐待予防と防止の取り組みと、子どもの人権尊重の仕組みづくりについて、要保護児 童対策地域協議会等を活用した児童相談事業や、いじめ防止に対する取り組みなどを関連 事業としている。

次に、上から6つ目の(3)、「経済的困難を抱える家庭と保護者への支援」ついては、 生活困窮者等学習支援事業や官民の賃貸住宅ストックの活用の推進、小・中学校教育扶助 事業などを関連事業としている。

次に、上から7つ目の(4)、「外国につながりのある子どもと保護者への支援」については、日本語指導支援員の配置や多文化共生推進事業などを関連事業としている。

次に、概要版の5ページを御覧いただきたい。こちらは、質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」で、「幼児期の学校教育・保育の提供」については、対象人口の見込や施設型給付の幼稚園、保育所など、及び地域型保育給付の小規模保育や家庭的保育などの量の見込みと確保の内容である。

次に、「地域子ども・子育て支援事業の充実」については、地域子ども・子育て支援事業 として、延長保育事業や放課後児童クラブ事業、妊婦健康審査事業などの13事業の量の 見込みと確保の内容である。

次に、資料2 第2期子ども・子育て支援事業計画の97ページを御覧いただきたい。 第6章 計画の推進・進捗管理体制、1 計画の推進体制は、現行計画と同様に、行政だけでなく、様々な分野での連携が必要であり、家庭、保育所などとの連携や協働により取り組んでいくこと。そのため「朝霞市子ども・子育て会議」を計画の評価・検証をする機関とする。

- 2 情報提供・周知では、子育て支援に関する情報や利用方法など、広報やホームページでの公開。必要に応じて説明会開催、パンフレットの作成・配布などを実施するなど、市民に対する周知や啓発に努める。
- 3 計画の評価・検証・公表については、PDCAサイクルに基づいて、年度ごとに実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があり、場合によっては修正する必要がある。

また、大きな修正や変更になった場合には計画の見直しを行い、年度ごとの進捗状況や 評価は広報などで公表する。

説明は以上である。

(神田市長公室長)

2月4日に開催された政策調整会議における、主な質疑と結果について報告する。

事業計画(案)の70ページ、現状と課題内の「公共交通網の偏り」という表記を「公 共交通でのアクセスがしづらい」等の表記に修正したほうがよいという意見があり、修正 している。

次に、貧困対策計画を包含しているとのことだが、どのように取り込んでいるのかという質問があった。それに対し、基本目標 1 の中の「1-2 特別な配慮が必要な子どものために」に紐づく施策の方向性の「(2) ひとり親家庭等の支援」と「(3) 経済的困難を抱える家庭と保護者への支援」に貧困対策が含まれているとの回答があった。

続いて、事業計画(案)の58ページ、関連事業に市営住宅があるが、市営住宅に貧困対策という意味は含まれているのかという質問があった。それに対し、都市建設部と調整し、対応するという回答があり、官民の賃貸住宅ストックの活用の推進と修正されている。続いて、事業計画(案)の61ページ、地域の中の子どものための現状と課題や施策の方向性では、居場所の確保についての記載が多く、子どもの主体性などについての記載が不足しているように思うとの指摘があった。それに対し、関係部と調整し、修正したものが提出されている。

続いて、事業計画(案)の80ページに教育・保育提供区域の設定とはなにか。「均等に整備されており」という記述に問題はないかという質問があった。これに対し、子ども・子育て支援事業計画は法定計画であり、計画には、市内に圏域を設定するように定められている。圏域を分けると、圏域ごとに需要を把握して、それに応じて保育園を設置することが必要である。朝霞駅周辺に住んでいても、朝霞台駅周辺の保育園に通っている場合もあり、圏域を設定することで不利益が生じる可能性もある。保育の計画としては、一つの圏域と設定しているという説明があった。さらに、均等という言葉は、市全体で施設が偏在しないように計画しているという意味で使っているという回答があった。

このような経緯を踏まえ、表記の誤りや指摘事項等を一部修正し、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり決定する。

【議題】

2 朝霞市自殺対策計画(案)

【説明】

(担当課2:金子健康づくり課長)

全国では、平成10年以降、自殺者が年間3万人を超え、社会問題となり自殺対策基本法が平成13年に施行され、様々な取り組みがなされ、平成28年度以降は2万人前後まで減少した。こうした中、平成28年に改正された自殺対策基本法や自殺総合対策大綱において、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、地域の実情に合った自殺対策計画の策定が義務付けられたことを踏まえて、策定を進めている。

具体的には、令和元年8月に「朝霞市自殺予防対策庁内連絡会議」を設置し、本市の自 殺対策について検討してきた。本計画の趣旨として、既存の事業について、新たに自殺予 防の視点を取り入れた形で推進することを考えている。

また、本市の自殺の実態について、地域自殺実態プロファイル等のデータを参考に分析を行っており、3から5ページのとおりとなっている。

次に、概要をご覧いただきたい。基本施策は5本柱の枠組みで関連事業を位置づけ、さらに、分析結果から、若年層対策・中高年層対策・ハイリスク者対策の3点がより重点的に取り組む必要がある課題と位置づけている。基本施策の関連事業の一覧は計画案の8ページから掲載している。また、重点施策については、17ページから掲載している。

20ページでは、計画の達成指標を令和7年までの実績を基にして、平成27年の自殺

死亡率14.9と比べて30%減となる10.4を目標値としており、誰もが自殺に追い 込まれなることのない、安全で安心して生きることができる社会の実現を目指すものとなっている。

次に、パブリック・コメントについてだが、2 通、4 件の意見が提出された。そのうち、1 件について計画に追加・修正している。内容としては、SNS 相談窓口の設置に関するもので、厚生労働省で実施されている、SNS 相談窓口等について、情報提供する旨を、計画書8ページ(1)10の事業概要に追加・修正した。

また、2月4日の政策調整会議において、平成21年から減少傾向にあった本市の自殺死亡率について、平成27年から平成28年度にかけて、増加している原因について分析するべきではないかとの指摘を受けて、3ページ(2)の自殺死亡率の推移についてに追記した。

(神田市長公室長)

本件も先の政策調整会議において審議しているので、主な質疑とその結果について報告する。

担当課からも説明があったが、朝霞市自殺対策計画(案)の3ページ、自殺死亡者数の折れ線グラフについて、分析の記述が必要ではないかという指摘があった。これについては、説明のとおり修正を行った。

次に、自殺の要因分析はどのようにしているのかと質問があった。これに対し、厚生労働省が分析をしていると回答があった。

続いて、国、県、医療機関との連携はどのように位置付けられているかと質問があった。 これに対して、国においては自殺対策基本法、県においては埼玉県自殺対策計画があり、 連携することもある。現在、警察、鉄道事業者とも連携していると説明があった。

続いて、概要の内容になるが、基本施策に5本の柱があり、3つの重点施策のうち、中 高年層対策はどの柱に関わってくるのかという質問に対しては、重点施策は、それぞれす べての基本施策に関わってくると説明があった。

以上の質疑を経て、加筆、修正等を行ったうえで庁議に諮ることと決定した。報告は以上である。

【意見等】

なし

【結果】

提案のとおり決定する。

【議題】

3 朝霞市学校施設長寿命化基本方針(案)

【説明】

(担当課3:須田学校教育部次長兼教育総務課長)

資料は、案の冊子が1冊と、概要がA4で1枚である。

今年度、学校施設の長寿命化の計画について、教育委員会としての案を取りまとめた。 内容に入る前に、策定の経緯等について説明する。施設の長寿命化計画については、個別施設計画という場合もあるが、文部科学省から地方公共団体などに策定が求められており、令和3年度以降の国の交付金事業、補助金などを申請する際には、計画が策定済みであることが申請の要件となると、文部科学省から説明を受けている。計画の策定率は、昨年4月1日時点で、全国では15.2%、埼玉県は12.5%だが、令和2年度中には多くの地方公共団体等で策定されると思われる。

文部科学省からは策定に係る手引きや解説書が示されており、必須項目と書いた箇所にある通り、計画に盛り込むべき項目が7項目示されている。その7項目のうち、6項目まではこの基本方針に盛り込んだが、残りの1項目は長寿命化の実施計画であり、具体的に、例えばどの学校のどの部分を、いつ改修工事を行うかといったことを書き込むことになっている。現在市では、来年度に(仮称)あさか FM アクションプランを策定して、公共施設全体の改修等の計画を立てる予定があり、学校施設ももちろんその計画の中で改修年次等を定めていく対象となっている。今年度、学校のみの改修計画を立てても、またすぐにアクションプランを定めることになるので、その一項目については FM アクションプランに委ねていきたいと判断させていただいた。本編の2ページの図を参照いただきたい。今回教育委員会で取りまとめた部分を基本方針とし、FM アクションプランの学校施設の部分と合わせて文部科学省が要求する計画の形となることを表記している。

3ページをお開きいただきたい。内容は6章建てで、先ほどの6項目をそれぞれ記載している。

まず第1章で、背景や目的、位置付け、構成、期間、対象など総括的な部分を記載している。4ページの期間だが、公共施設の総合管理計画とあわせ、令和47年度までの45年間としている。

第2章では対象施設の実態について記載させていただいている。ここでは、児童生徒数や学級数の推移などに触れたのち、建物の健全性を判定し評価している。その方法については、概要の四角の囲みに記載したが、構造躯体については耐震基準、コンクリートの圧縮強度、築年数により判定し、構造躯体以外の部分は、昨年夏休み期間に専門家による診断を行ったものと経過年数等による評価としており、その最終形は38ページの表で表記させていただいている。

実態を把握したのち、どのような学校施設を目指していくかについては、第3章として 記載させていただいた。この部分については、小中学校の校長で構成されている校長会議 でも意見を聞き、それらを反映したものとしている。

43ページからの第4章では、学校施設の実態と、目指すべき姿を踏まえた上で、今後

の整備水準や改修周期について記載させていただいた。建物の長寿命化という手法については、既に公共施設等総合管理計画の中で示されているが、この基本方針においても改めて45ページで記載している。長寿命化のイメージを46ページの図で記載させていただいたが、従前の、壊れたら改修する方法から劣化の兆候が見られた時点で早めに予防的な改修を行う予防保全であれば、施設の状態を余り劣化させないで維持できるため、長寿命化が図れるという考え方である。建物の耐用年数を定めることは、状況によりさまざまであることから大変困難ではあるが、ここでは総合管理計画の記述から、鉄筋コンクリート造の場合では、従来の場合60年を基準とし、長寿命化を図った場合には80年を目標として、改修周期の例示をさせていただいた。

次の第5章においては、長寿命化の改修を実際の学校施設に当てはめた場合の具体的な検討と優先順位の設定、コスト試算を行った。第2章での判定を踏まえ、さらに47ページに示す条件の下で、今後45年間に想定される工事が48ページ、49ページのとおりである。築年数が50年を超える1小、2小、3小、2中などの建物が間もなく改築の時期を迎える状況である。この表はあくまでも、目標使用年数を踏まえた改修周期に照らし合わせると、このようになるという例示である。印象が強い表であることは承知しており、政策調整会議においても、あたかもこのスケジュールで改修を実施するととられる懸念を指摘いただいたので、標題に括弧書きで、設定周期に基づく改修モデルと追記した。実際には、表のように複数校で同時に改築や長寿命化の工事を行うことは困難なので、54ページで示すように、調査結果の劣化状況等を点数化し、優先順位をつけていくことを提案している。次に、48ページ、49ページの表を基にコスト試算したものが、55ページ、56ページに示す図となる。

コスト試算に当たっては、試算条件をそれぞれ図の下の部分に表記している。試算条件は従来の維持管理については公共施設等総合管理計画を基に、長寿命化は文部科学省の手引きを基にしており、両者を単純比較して評価することには若干の障害があるが、それぞれ上位にあるものが異なることからやむを得ないと判断している。それぞれ、どの程度の財政負担があるかの参考として考慮すべき数字と考えている。

実際に、その条件でコスト試算を比較した場合には、長寿命化改修の方が、総額が大きくなっている。これは、長寿命化を行うまで維持が困難な部分の部位改修の金額を上乗せしていることの影響が考えられる。しかし、考え方としては、長寿命化に切り替えればコストを抑えられるということではなく、長寿命化という手法をとることで57ページにあるような効果を実現しながら、調査結果や試算を元に平準化を図っていく努力が今後必要という考え方を進める計画といえる。

第6章で運用方針を記載しているが、1に掲げる調査結果やデータ等を元に現状を踏まえ、他の計画と同様、PDCA サイクルを念頭に、継続的に施設整備を行っていくことが求められている。

繰り返しになるが、今後は、この基本方針を材料のひとつとして、FM アクションプランにおいて、総合的な検討を進めていくことになると考えている。

パブリック・コメントについてだが、本基本方針は一定の条件のもと、技術的な観点からの見通しを示したものであり、特定の考え方や政策を示したものとは異なるという考え

から、行っていない。

今後の予定だが、本会議でご検討をお願いした後、最終的には教育委員会の方針ということで、教育委員会の会議にて決定という段取りを考えている。

最後に、教育総務課としては、この基本方針を一つのよりどころとし、今後、財政負担を考えながら市民の方の期待に応えるために何を取捨選択していくべきか、慎重に検討を進め、学校施設の適切な管理運営に努めたいと考えている。

(神田市長公室長)

本件も、政策調整会議における、主な質疑とその結果を報告する。

基本方針(案)54ページでは、二中が改修等の優先順位が1位となっている。しかし、48ページの改修計画では、二中の改築が令和5年度からとなっている。優先順位が1位にも関わらず、一小や二小よりも後でいいのかという質問があった。また、二中の長寿命化判定での圧縮強度が低いことに触れていないという指摘があった。それに対し、圧縮強度が基準を下回っているのは、二中の校舎のみであり、構造躯体の調査では、長寿命化ができるか、できないかの判断をしている。表においては、その結果、長寿命化できないので改築という区分になっている。また、学校施設の老朽化状況の総評では、二中校舎の記述を加えている。

優先順位は、長寿命化の判断ではなく、専門家による診断と健全度評価を基にして、点数化して優先度を決めることとしている。その結果、二中の順位は1位になっていると説明があった。

以上のことを踏まえ、資料の追加、差し替え、記述内容の修正を行い、庁議に諮ること と決定した。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり決定する。

【議題】

4 令和2年第1回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

(上野総務部長)

令和2年度一般会計予算について、予算書の1ページをご覧いただきたい。

第1条の歳入歳出の総額は、435億1,000万円で、令和元年度当初予算に比べ、7億1,000万円、1.7パーセント増となっている。

第2表 継続費は、8ページに掲載しているが、環境基本計画策定事業、緑とまちの魅

力向上基本構想策定事業の2事業について設定している。

第3表 債務負担行為は、10ページに掲載しているが、道路照明灯LED化事業のほか、高齢者住宅整備資金などの利子補給補助など、今後発生する可能性がある債務負担行為で、合計9件を設定している。

第4表 地方債は、12ページに掲載しているが、防災行政無線デジタル化整備事業など、17件について、借入限度額などを定めるものである。

その他、第5条の一時借入金、第6条の歳出予算の流用について定めている。

15ページをご覧いただきたい。

歳入だが、市税は、前年度当初予算と比較して1.8パーセント増の229億1,476万2,000円を計上している。個人市民税で、増収を見込んでいるほか、固定資産税でも、家屋の新築増などを見込むことにより増収になると見込んでいる。

第2款から第5款、また、第7款から第9款については、平成30年度決算額や今年度 の実績の伸びのほか、地方財政計画の伸び率などにより算定している。

第6款については、法人市民税、法人税割の税率引き下げに伴い、新たに設けられる法 人事業税交付金を算定している。

第10款の国有提供施設等所在市町村助成交付金は、令和元年度の実績に基づき、計上 している。

第11款の地方特例交付金は、住宅ローン減税のほか、環境性能割の軽減分を計上している。

第12款の地方交付税は、普通交付税は不交付と見込み、特別交付税を3年度間の実績に基づき計上している。

第14款の分担金及び負担金については、保育園入園児童保護者負担金減免分が、幼児教育、保育の無償化に伴い、減額となっており、全体で、28,3パーセント減の、5億6,978万3,000円を計上した。

第15款の使用料及び手数料については、前年度当初予算に対し、4.4パーセント増の7億9,095万9,000円を計上している。

第16款の国庫支出金については、前年度当初予算に対し、7.3パーセント増の85億9,178万5,000円を計上した。国庫負担金では、子どものための教育・保育給付交付金などが増額となっているほか、新たに子育てのための施設等利用給付交付金を計上しており、国庫補助金では、子ども子育て支援交付金が増額となっている。

第17款の県支出金については、前年度当初予算に対し、3.8パーセント増の31億6,488万6,000円を計上した。県負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金などが増額となっているほか、新たに子育てのための施設等利用給付交付金を計上し、県委託金では、新たに国勢調査委託金を計上している。

第18款の財産収入については、前年度比50.8パーセント増の1億6,341万8,000円を計上しており、旧第四小学校跡地に係る、市有地貸付料を増額している。

第20款の繰入金については、財政調整基金繰入金を前年度よりも6,018万4,00円増の5億2,887万2,000円とし、全体では、5億3,067万5,000円を計上した。

第21款の繰越金については、前年度と同額の4億5,000万円を計上した。

第22款の諸収入については、前年度比5.2パーセント減の10億8,457万2,000円を計上した。

第23款の市債については、前年度比30.1パーセント減の14億6,720万円を 計上している。

次に、歳出についてである。

第1款の議会費は、前年度比1.6パーセント増の2億8,505万1,000円を計上している。

第2款の総務費については、前年度比4.5パーセント増の45億7,684万1,0 00円を計上した。

第3款の民生費は、前年度比3.5パーセント増の229億268万2,000円を計上している。

第4款の衛生費は、前年度比4.3パーセント増の31億3,060万6,000円を 計上した。

第5款の労働費は、前年度比1.7パーセント減の、135万5,000円を計上した。 第6款の農林水産業費は、前年度比11.7パーセント減の、6,753万9,000 円を計上した。

第7款の商工費については、前年度比31.5パーセント増の3億5,915万1,0 00円を計上する。

第8款の土木費については、前年度比3.4パーセント減の26億5,593万2,0 00円を計上する。

第9款の消防費については、前年度比、1.1パーセント増の13億5,961万7,000円を計上した。

第10款の教育費については、前年度比8.4パーセント減の50億593万円を計上 した。

第11款の公債費については、前年度比2.1パーセント増の31億928万9,00 0円を計上している。

第12款の諸支出金は、災害援護資金貸付金、土地開発基金繰出金で、600万7,00円を計上している。

第13款の予備費については、前年度と同額の5,000万円を計上している。 以上が議案第1号の概要である。

(麦田こども・健康部長)

議案第2号 令和2年度朝霞市国民健康保険特別会計予算である。

2ページ及び3ページをご覧いただきたい。

歳入歳出それぞれ104億2,431万3,000円で、前年度当初予算と比較すると、4.6パーセント減となっている。

歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入だが、国民健康保険税については、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び

介護納付金分を合わせ、25億9,685万3,000円を見込み、歳入総額の24.9 パーセントを占めている。

県支出金は、70億301万4,000円、繰入金は、一般会計繰入金などで7億6,290万8,000円となっており、そのほか、繰越金などで6,153万8,000円となっている。

次に、歳出だが、保険給付費については、被保険者に対する療養給付事業、高額療養費 支給事業などで、69億8,889万9,000円で、歳出総額の67.1パーセントを 占めている。

国民健康保険事業費納付金は、埼玉県から市町村に示された31億6,937万8,0 00円を計上している。

保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億5,048万4,000円となっている。

そのほか、総務費、諸支出金などで、1億1,555万2,000円となっている。

(三田福祉部長)

議案第3号 令和2年度朝霞市介護保険特別会計である。

令和2年度朝霞市介護保険特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ71億2,544万5,000円で、前年度当初予算と比較すると、2.2パーセントの増となっている。 以下、歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入だが、保険料は、15億6,426万円、国庫支出金は、14億4,266万7,000円、支払基金交付金は、18億4,824万9,000円、県支出金は、10億2,681万5,000円となっている。

また、繰入金は、12億4,334万7,000円、諸収入は、10万3,000円となっている。

次に、歳出だが、総務費は、総務管理費など、1億120万6,000円となっている。 保険給付費は、介護サービス等諸費など65億7,232万円で、歳出総額の92.2 パーセント、前年度比2.1パーセントの増となっている。

地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費など4億4,785万9,00 0円となっている。

このほか諸支出金は、305万7,000円、予備費は、100万円となっている。

(麦田こども・健康部長)

議案第4号 令和2年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算である。

歳入歳出それぞれ13億9,653万7,000円で、前年度当初予算と比較すると、4.6パーセントの増となっている。

歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入であるが、後期高齢者医療保険料については、埼玉県後期高齢者医療広域連合による被保険者数などの試算に基づき、11億7,563万1,000円を見込み、歳入総額の84.2パーセントを占めている。

繰入金については、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で、2億1,710万4,00 0円を計上している。

そのほか、繰越金、諸収入で、380万2,000円を計上している。

次に、歳出だが、総務費については、一般管理費と徴収費で、1,622万2,000 円を計上している。

後期高齢者医療広域連合納付金については、市で徴収した後期高齢者医療保険料と保険 基盤安定負担金などを合わせて、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、13 億7,561万3,000円を計上し、歳出総額の98.5パーセントを占めている。

そのほか、諸支出金及び予備費で、470万2,000円を計上している。

(木村上下水道部長)

議案第5号 令和2年度朝霞市水道事業会計予算である。

まず、業務の予定量について申し上げる。

給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量は前年度に比べ、いずれも増を見込んでいる。 次に、収益的収入及び支出の概要を申し上げる。

収入の事業収益だが、23億8,431万8,000円で、主なものは、水道料金である。

事業費は、21億6,668万円で、主なものは、県水受水費と施設の維持管理費である。

次に、資本的収入及び支出の概要を申し上げる。

資本的収入の総額は、5億7、175万4、000円で主なものは、企業債である。

資本的支出の総額は、12億9,254万円で、主なものは水道施設耐震化事業、老朽 管更新費等の建設改良工事と企業債償還金である。

なお、不足する額については当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補て んするものである。

次に、継続費については、1事業の継続費を、企業債については、3事業について借入 限度額を、一時借入金については、限度額を定めている。

(木村上下水道部長)

議案第6号 令和2年度朝霞市下水道事業会計予算である。

下水道事業は、令和2年4月から、地方公営企業法の規定の全部を適用するので、公営企業会計による予算を編成するものである。

まず、業務の予定量については初めて定めるものである。

収益的収入及び支出についてだが、下水道事業収益の総額は、18億8,671万円で、 主なものは、下水道使用料及び雨水処理に係る一般会計繰入金である。

支出の下水道事業費用の総額は、18億1,463万8,000円で、主なものは、埼 玉県荒川右岸流域下水道維持管理負担金、施設の維持管理のほか、新たに減価償却費を計 上している。

次に、資本的収入及び支出の概要を申し上げる。

下水道事業資本的収入の総額は、10億1,837万6,000円で、主なものは、企業債、国庫補助金である。

下水道事業資本的支出の総額は、12億4,670万8,000円であり、主なものは、 汚水管整備、雨水管整備等の建設改良費と企業債償還金などである。

なお、不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんする ものである。

令和元年度に発生した債権及び債務を令和2年度に発生したものとして、2項目について債務負担行為を設定するもので、2事業について企業債の限度額を定め、一時借入金の限度額について定めるものである。また、一般会計から下水道事業会計に繰り入れる金額のうち、繰入基準に該当しないものを補助金として計上するものである。

(上野総務部長)

議案第7号 令和元年度朝霞市一般会計補正予算第4号である。

補正額は、歳入歳出それぞれ、6億7,100万円増額し、累計額は、451億5,070万9,000円となっている。

第2表 継続費補正は、(仮称) あさかFMアクションプラン策定事業、高齢者福祉計画 及び介護保険計画策定事業の2事業について、総額及び年割額を変更するものである。

第3表 繰越明許費補正は、水路改修事業など5事業を追加するものである。

第4表 地方債補正は、交通安全対策事業など4事業を追加するものである。

歳入だが、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金及びゴルフ場利用税交付金については、交付実績を基に積算した決算見込額により算出している。

自動車取得税交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金については、交付額の確 定により増額している。

国庫支出金は、保育所等整備交付金などを減額する一方、新たに公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金などを計上することにより、3億1,240万7,000円増額している。

県支出金は、新たにノンステップバス導入促進事業補助金などを計上するほか、実績に伴う補正などにより、4,368万1,000円増額している。

財産収入は、基地跡地整備基金などの預金利子を増額することにより、654万9,00円増額している。

寄附金は、民生費指定寄附金など202件、644万5,000円増額している。

繰入金は、財政調整基金繰入金を6,901万円増額している。

諸収入は、埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金精算金などを新たに計上することにより、3,006万6,000円増額している。

市債は、小学校校内LAN整備事業債など、新たに4件を計上し、2億1,470万円 増額している。

次に、歳出だが、人件費補正では、職員等の給与改定にともなう補正額を計上している。 人件費を除いた概要を申し上げる。

総務費は、財政調整基金積立金及び基地跡地整備基金積立金を増額する一方、(仮称) あ

さかFMアクションプラン策定委託料を減額することにより、3,000円の減額となっている。

民生費は、実績に伴う補正などにより、2億3,887万5,000円増額している。 衛生費は、ごみ処理広域化協議会負担金を減額することにより、1,112万3,00 0円減額している。

土木費は、新たに歩道橋改修工事を計上するほか、交通安全対策工事などを増額することにより、1億691万2,000円増額している。

教育費は、小・中学校校舎改修工事などを増額することにより、3億3,569万6,000円増額している。

諸支出金は、土地開発基金繰出金を、6万4,000円増額している。 以上が、補正概要である。

(麦田こども・健康部長)

議案第8号 令和元年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第2号である。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億6,497万9,000円の減額で、これを含めた累計額は、109億1,211万6,000円となっている。

歳入歳出の概要を申し上げる。

歳入だが、国民健康保険税は、調定額及び収納率の見込みにより、7,893万3,00円減額している。

県支出金は、保険給付費の減額が見込まれることから、普通交付金を1億6,388万 5,000円減額している。

繰入金は、県からの決定通知に基づき、保険基盤安定繰入金を減額するなど、一般会計 繰入金で616万円減額している。

また、会計全体の歳入不足額として、基金繰入金を8,388万5,000円増額している。

次に、歳出だが、保険給付費は、医療費の動向を勘案し、一般被保険者療養給付費及び療養費など療養諸費で1億4,566万4,000円、高額療養費で1,822万1,00円を減額するなど全体で1億6,013万5,000円減額している。

また、保健事業費では、実績に基づき特定健康診査等事業費を584万2,000円減額している。

以上が、補正概要である。

(三田福祉部長)

議案第9号 令和元年度朝霞市介護保険特別会計補正予算第3号である。

補正額は、歳入歳出それぞれ46万8,000円の増額で、これを含めた累計額は、7 2億4,710万円となっている。

歳入については、実績に基づき国庫支出金は、保険者機能強化推進交付金を増額する一方で、調整交付金を減額することにより、全体で1億2,148万9,000円を減額するものである。

財産収入は、財産運用収入の利子及び配当金として46万8,000円を増額するものである。

繰入金は、介護保険保険給付費支払基金繰入金を1億2,148万9,000円増額するものである。

歳出だが、実績により基金積立金の介護保険保険給付費支払基金積立金の利子等を46 万8,000円増額するものである。

以上が、補正概要である。

(麦田こども・健康部長)

議案第10号 令和元年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号である。

補正額は、歳入歳出それぞれ606万3,000円の減額で、これを含めた累計額は、

13億3,520万8,000円となっている。

歳入歳出の概要を申し上げる。

歳入だが、繰入金は、保険基盤安定負担金の確定により、606万3,000円を減額 している。

次に、歳出だが、後期高齢者医療広域連合納付金についても、同様に保険基盤安定負担 金の確定により、606万3,000円を減額している。

以上が、補正概要である。

(宮村市民環境部長)

議案第11号 朝霞市印鑑条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係法律の整備に関する法律の施行により、国の印鑑登録事務処理要領が改定になってこ とにより、成年被後見人の一律的な権利制限が見直されたことにともなうものである。印 鑑の登録を受けることができない者のうち、成年被後見人を、意思能力を有しない者に改 め、印鑑登録を抹消しなければならない場合に、意思能力を有しない者になった場合を追 加するほか、字句を整理するものである。

なお、この改正については、公布の目から施行したいと考えている。

(渡辺選挙管理委員会事務局長)

議案第12号 朝霞市監査委員条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、地方自治法の一部が改正されたことにともない、新たに条文が追加されたため、項ずれが生じたので、引用条項の改正を行うものである。

この改正については、令和2年4月1日から施行したいと考えている。

(上野総務部長)

議案第13号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、朝霞市職員の給与に関する条例において勤勉手当の引き上げに係

る議案を提出していることを踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当について、令和元年12月期を0.05か月分引き上げ、年間支給月数を4.5か月とし、令和2年度以降については、6月期と12月期の年間の配分を改めるものである。

なお、これらの改正のうち、令和元年12月期の期末手当についは、公布の日から、令和2年度以降の期末手当の期別の配分については、令和2年4月1日から施行したいと考えている。

(上野総務部長)

議案第14号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、令和元年8月7日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、行政職の職員の給料を平均で0.15パーセント、金額で471円引き上げるとともに、令和元年12月期の勤勉手当の支給月数を0.05か月分引き上げ、令和2年度以降の勤勉手当の6月期と12月期の年間の配分を改めるものである。

また、令和2年度以降の住居手当について、支給対象となる家賃額の下限及び手当額の 上限を引き上げるものである。

なお、これらの改正のうち、給料及び令和元年12月期の勤勉手当の支給月数については、公布の日から、令和2年度以降の勤勉手当の期別の配分及び住居手当の見直しについては、令和2年4月1日から施行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第15号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円から6 1万円に引き上げるもので、地方税法施行令が改正されたことにともない、本市において も同様の改正を行うものある。

なお、この改正については、令和2年4月1日から施行したいと考えている。

(小酒井都市建設部長)

議案第16号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例である。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正にともない、複数の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料などの規定の整備を行うものである。従来は1棟の建築物に対する性能向上の認定をしていたが、複数の建築物にエネルギーの供給をするような取組を行っている場合に、相手方の建築物に関してもエネルギー消費性能向上認定が可能となる。また、共同住宅において、申請者と審査側、両方の負担を軽減するため、簡易な計算方法による省エネ性能の評価が可能となる。

低炭素建築物の新築等の手続に関して、法改正により共同住宅の共用部分の評価を除外することが可能となり、それに伴い手数料にかかる床面積の算定が除外できるよう改正するものである。

(三田福祉部長)

議案第17号 朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正にともない、新たに災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議するため、朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するほか、所要の改正を行うものである。

なお、この改正については、令和2年4月1日から施行したいと考えている。

(小酒井都市建設部長)

議案第18号 朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例である。

民法の一部改正等にともない、市営住宅の入居手続きにおいて、連帯保証人を不要とする。市営住宅入居時には、緊急時の連絡先を要する。また、修繕費用の負担区分については、経年変化による原状回復は市の負担とする。敷金については、家賃を払わないところに対しては、敷金を充てることができる。住宅の明渡請求について、家賃の滞納等による利息については3%に変更する。国の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(木村上下水道部長)

議案第19号 朝霞市水道事業給水条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定に5年 ごとの更新制が導入されたことにともない、更新事務に係る手数料1万円を新たに規定す るものである。

(宮村市民環境部長)

議案第20号 朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例である。

土砂等の堆積に関し必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂等の堆積を防止するため、新たに制定するものである。

主な内容については、500平方メートル以上、3,000平方メートル未満の土砂等の堆積を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならないという内容である。

なお、本条例については、令和2年10月1日から施行したいと考えている。

(小酒井都市建設部長)

議案第21号 市道路線の認定についてである。

今回認定する路線は、開発行為にともない、都市計画法第40条の規定により帰属された道路1路線である。

(小酒井都市建設部長)

次に、議案第22号 市道路線の認定についてである。

今回認定する路線は、本田技術研究所の弁財坂下側の認定外公道を市道に認定する。官 民境界が確定した道路1路線である。

(小酒井都市建設部長)

次に、議案第23号 市道路線の認定についてである。

今回認定する路線は、宮戸2丁目土地区画整理事業で築造した道路3路線である。

(小酒井都市建設部長)

次に、議案第24号 市道路線の変更についてである。

今回変更する路線は、観音通線整備事業にともない、起点部分に変更が生じた道路1路 線である。今回、新たに完成した区間を含めた路線である。

(小酒井都市建設部長)

次に、議案第25号 市道路線の変更についてである。

今回変更する路線は、根岸台2丁目地区地区計画による区画道路の築造にともない、終点部分に変更が生じる道路1路線である。既存の市道747号線は、根広がりの道路なので、通り抜け道路を築造し、変更が生じた。

(渡辺選挙管理委員会事務局長)

議案第26号 公平委員会委員選任に関する同意を求めることについてである。

市の公平委員会委員のうち、須﨑勝茂氏の任期が令和2年5月21日をもって満了となるが、同氏を再び委員に選任したく、ここに提案する。

(渡辺選挙管理委員会事務局長)

議案第27号 固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについてである。

市の固定資産評価審査委員会委員のうち、橋本正彦氏の任期が令和2年6月28日をもって満了となるが、同氏を再び委員に選任したく、ここに提案する。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり決定する。

【閉会】